

令和6年度

福井海上保安署屋上防水改修工事

仕様書

第八管区海上保安本部

総務部経理課

第1章 工事概要

- | | |
|---------|---|
| 1. 契約件名 | 福井海上保安署屋上防水改修工事 |
| 2. 目的 | 福井海上保安署庁舎屋上の防水機能が経年劣化により機能低下し、庁舎内に漏水等生じているのでこれを改修するもの |
| 3. 工事場所 | 名称:福井海上保安署
住所:福井県坂井市三国町山岸第50-2-2
(図面1参照) |
| 4. 面積 | (1) 敷地面積:1,720.42㎡
(2) 建物面積:423.28㎡
(3) 延べ面積:783.00㎡
(その他参考:平成10年2月建築、地上2階建、鉄筋コンクリート造) |
| 5. 工事範囲 | 福井海上保安署庁舎 |
| 6. 工事期間 | 契約日の翌日から令和6年11月15日(金)までの間 |

第2章 一般共通事項

- | | |
|---------------|--|
| 1. 一般事項 | 実施に際しては、本仕様書に従い施工する。 |
| 2. 関係法令等 | 本仕様書に記載されていない事項や詳細については、国土交通省「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・機械設備工事編・電気設備工事編)及び「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・機械設備工事編・電気設備工事編)の各最新版、その他関係法令等の定めによる。 |
| 3. 監督職員及び検査職員 | 監督職員及び検査職員とは、第八管区海上保安本部が定めた職員をいう。 |
| 4. 主任技術者 | 作業の実施に際し、工事に必要な技術と経験を有する主任技術者を選定し、事前に監督職員に届け出ること。 |
| 5. 施工 | 施工は、本仕様書及び図面に示された機能が完全に発揮されるよう実施し、仕様書及び図面に明記のないものであっても当然必要な事項については、その都度、監督職員と協議の上、請負金額の範囲内において誠実かつ確実に施工すること。 |
| 6. 疑義に対する協議 | 本仕様書に明記のない場合、現場の納まり又は取合い等により疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議をおこなうとともに、その指示に従うこと。 |

7. 軽微な変更	<p>工事内容に変更が生じた場合は、その工事に支障のない範囲内で、監督職員の承諾を得て変更することができる。</p> <p>この場合、請負金額の増減は発生しないものとする。</p>
8. 材料	<p>(1) 再利用など特記のある場合を除き、材料は受注者手配の新品を使用すること。</p> <p>(2) 材料は、仕様書及び図面に指定された物、またはこれと同等以上の性能を有するものとし、その規格等を証明するに十分な証紙又は表示のあるものを使用すること。</p> <p>(3) 日本産業規格(JIS)に定めのある材料は、その規格品を使用すること。</p>
9. 撤去品等	<p>撤去品等発生した場合は、すべて付近に放置することなく、監督職員の指示にしたがい、関係法令に基づき適正に処理すること。</p> <p>なお、産業廃棄物処理の対象となる撤去品が発生する場合は、処理後、産業廃棄物処理票(マニフェスト)の写しを監督職員に提出すること。</p>
10. 諸届	<p>工事の着工、施工、完成にあたり関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等は遅滞なく行うこと。なお、これに要する諸費用は請負者負担とする。</p>
11. 工程表	<p>着工に先立ち、工程表を作成し、監督職員に提出し承諾をうけること。</p> <p>なお、軽微な工事で監督職員の指示による場合は、これを省略することができる。</p>
12. 工事实績情報システム	<p>工事契約金額が500万円以上の場合、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、「工事カルテ」を作成のうえ、監督職員の確認を受けること。</p>
13. 衛生管理	<p>工事現場においては、常に整理整頓をおこない、特に危険箇所の点検を行う等、事故の防止に十分努めること。</p>
14. 養生等	<p>工事中における在来部分、施工済み部分、未使用材料等で汚染又は損傷等のおそれが生じる場合は、適正な方法で養生をおこなうこと。</p>
15. 施工場所の管理	<p>施工場所の管理は、労働基準法、労働衛生安全法及びその他の関係法規に従い遺漏なく行い、また工事現場の労務者その他の出入の監督、風紀の取締り、風水害、火災、盗難その他の事故及び公害の防止について十分注意し、必要に応じて措置を取らなければならない。</p>
16. 他工事等との出会い	<p>他の受注者によって施工される工事と出会いとなる場合は、監督職員の指示に従い、受注者間で十分な協議を行い相互の円滑な施工につとめること。</p>
17. 災害時の安全確保	<p>災害及び事故(第三者に対する事故及び関係者の事故)が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を直ちに監督職員に報</p>

告すること。

18. 検査

工事完了後、検査職員による検査を受け、合格の判定を受けること。

19. 支払い

履行完了し、適法な請求書を受領後、支払うものとする。

20. その他

請負者は、原則、次のとおり工事施工を行わない日、時間帯を定め、作業員等の休日等の確保を適正に行うこと。ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議し、その指示にしたがうこと。

①工事を施工しない日は、原則、土曜日及び日曜日(祝日含む)とする。

②工事を施工しない時間帯は、原則、平日の午後5時から午前9時までとする。

第3章 特記仕様

1. 仮設工事

- (1) 仮設現場事務所は設けない。
- (2) 工事に要する電気及び水道については、監督職員と協議のうえ利用して差し支えない。
- (3) クレーン車両等の荷揚重機及び資材置き場が必要となる場合は、現場の監督職員と事前に調整のうえ、その指示に従うこと。
- (4) 請負者判断により外部足場を設置する場合は、図面参照のうえ「手摺り先行工法等に関するガイドライン」記載の基準に適合する方式によりおこなうこと。なお、通行する職員に配慮した作りとすること。

2. 撤去工事

- (1) 改修範囲に対して、清掃・高圧洗浄をおこなうこと。
- (2) 図示記載の可搬型配管基礎(10箇所)は必要に応じ、一時移設及び復旧をおこなうこと。
- (3) 既存の押さえコンクリート伸縮目地(W=20)は撤去・処分のうえ、補修(樹脂モルタル)をすること。
- (4) アルミ笠木の既存ジョイントシーリングを撤去し、新規注入すること。なお、アルミ笠木は既設のままとする。

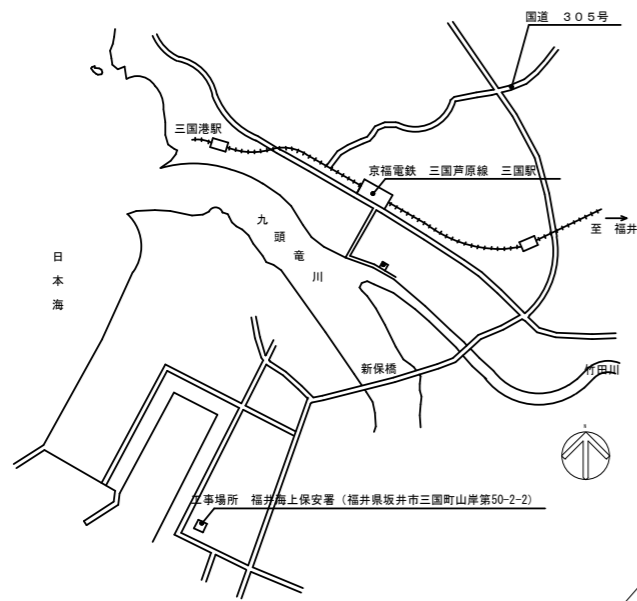
3. 防水改修工事

- 福井海上保安署庁舎屋上の防水改修施工については以下及び図示のとおり。
- (1) 既設アスファルト保護防水をウレタン系塗膜防水
 - ・平場:通気緩衝工法 ZHX-1(ステンレス脱気筒設置を含む)
 - ・立上り:密着工法 ZHM-200L
 - ・設備基礎(平場・立上り共):密着工法 ZHM-200L
 - ・フェンス基礎(平場・立上り共):密着工法 ZHM-200L
 - ・配管基礎(平場・立上り共):密着工法 ZHM-200Lにより改修すること。
 - (2) 立上り(北側湾曲部分)及び設備基礎にあつては、下地調整(エポキシ系ノロビキ)を

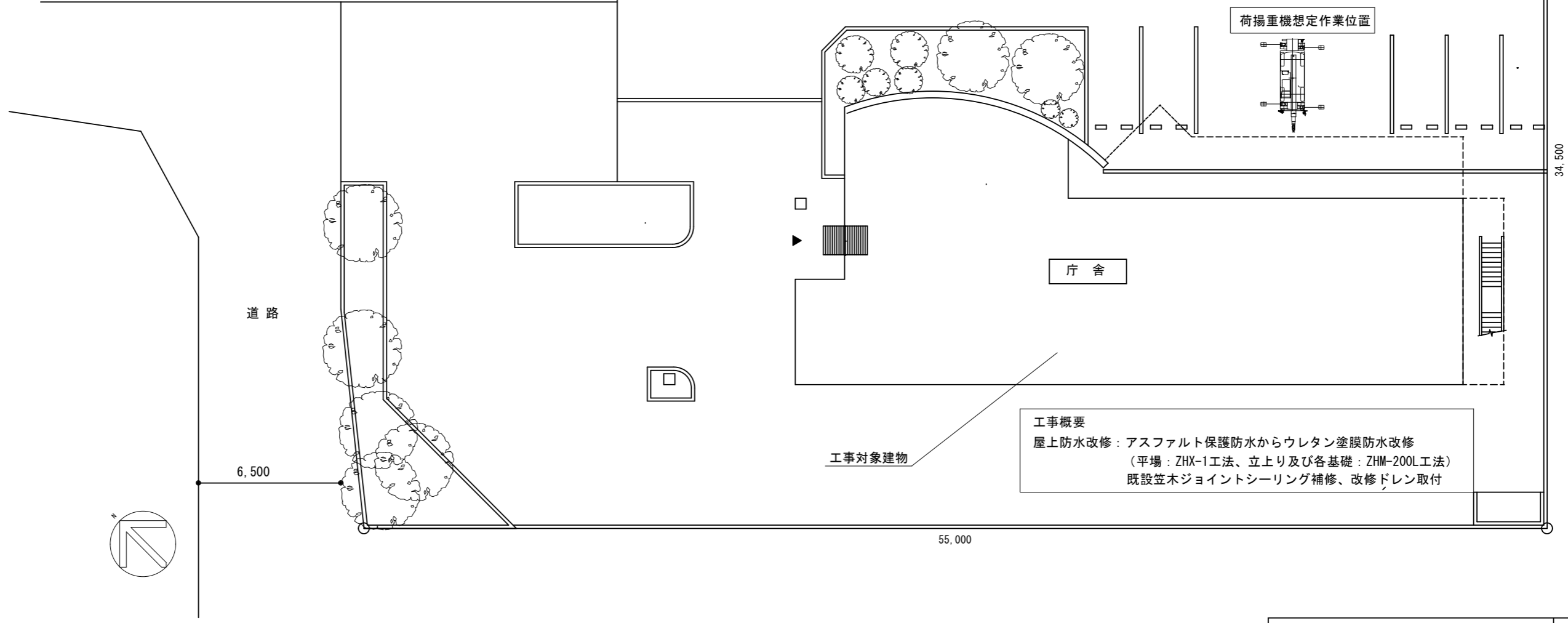
	<p>施すこと。</p> <p>(3) 既設ドレン(φ150)4箇所について、改修ドレンを取付けること。</p>
4. 内装工事	<p>漏水補修箇所については以下及び図示のとおり。</p> <p>(1) 図示記載の天井漏水部分ジブトーン(9.5×455×910)3枚を交換すること。交換後、天井全体を EP 塗装2回塗りをおこなうこと。</p> <p>(2) 図示記載の横壁をビニルクロス貼替とすること。なお、色・模様については監督職員と協議すること。</p>
5. 提出物等	<p>(1) 以下に掲げる書類を監督職員と調整のうえ、工事完了後 A4 版ファイル等に整理し、「紙媒体 2部」及び「電子媒体(CD-R 又は USB) 1部」を以下(2)の提出先に提出すること。</p> <p>なお、電子媒体にあつては、提出前にウイルスチェック実施のうえ、ウイルス検知がないことを確認し監督職員に報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備概要 ・工事写真(施工前、施工過程、施工後) ・完成図 ・各種試験成績書(必要な場合) ・各種説明書等 ・その他監督職員の指示する事項 <p>(2) 提出先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第八管区海上保安本部総務部経理課 施設係 (住所:京都府舞鶴市字下福井901番地舞鶴港湾合同庁舎3階) 紙媒体及び電子媒体 各1部 ・福井海上保安署 (住所:福井県坂井市三国町山岸第50-2-2) 紙媒体 1部
6. 不当介入を受けた場合の措置	<p>(1) 本工事において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否する。なお、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行う。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</p> <p>(2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告する。</p> <p>(3) 本工事において、暴力団員等による不当介入をうけたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、請負者と協議を行う。</p>

7. その他

- (1) 作業に際し、工事場所付近にて従事している職員に対して業務が滞ることのないよう配慮すること。
- (2) 工期設定を含め、工事施工日によっては、監督職員と十分に調整を行うこと。
- (3) 本仕様にかかる搬送費、その他諸費用は請負者負担とする。



案内図 S=1/1000



配置図 S=1/300

工事概要
 屋上防水改修：アスファルト保護防水からウレタン塗膜防水改修
 （平場：ZHX-1工法、立上り及び各基礎：ZHM-200L工法）
 既設笠木ジョイントシーリング補修、改修ドレン取付

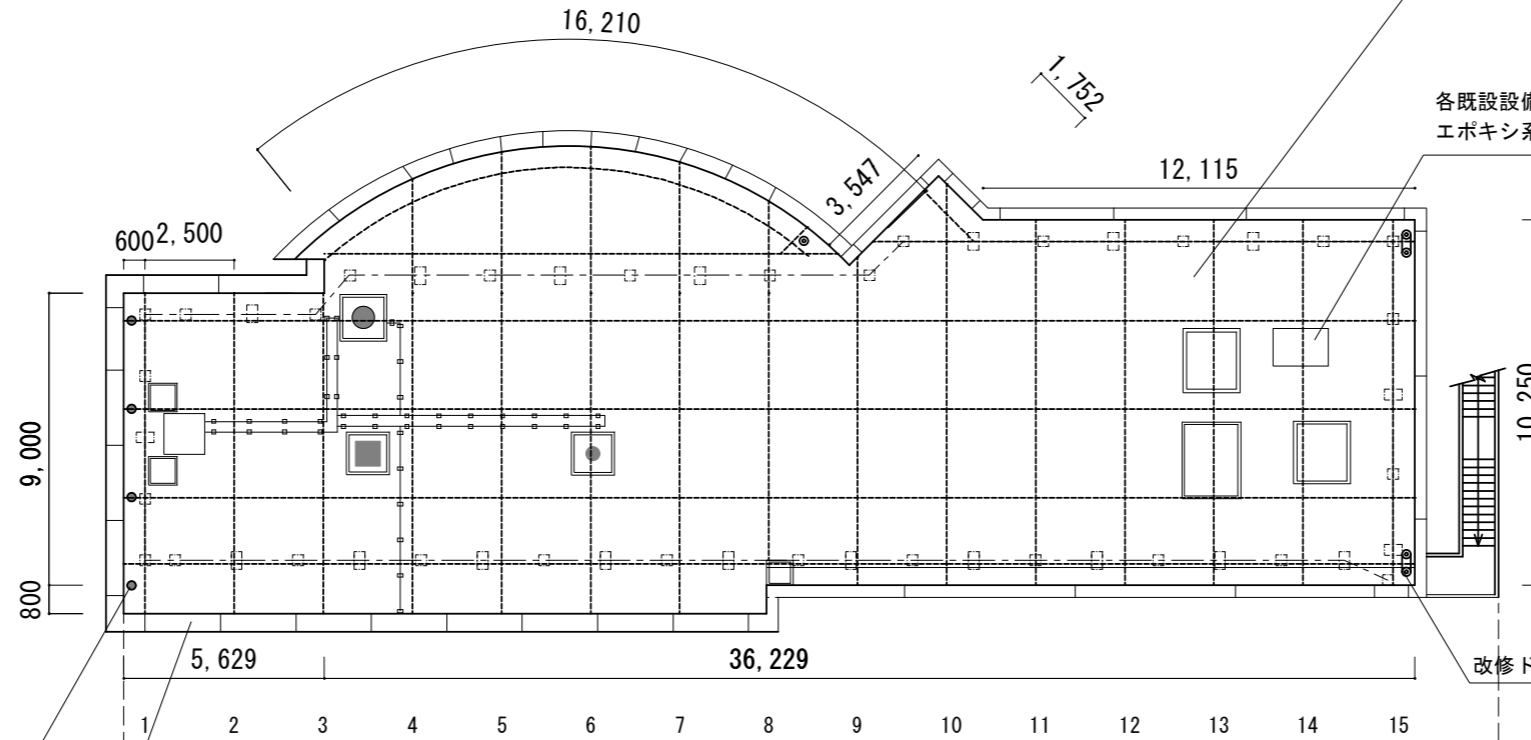
福井海上保安署屋上防水改修工事					1
案内図・配置図					
第八管区海上保安本部					5
経理課施設係					

は手摺（及び基礎）を示す
 は押さえコンクリート伸縮目地（W=20）を示す

既設伸縮目地撤去樹脂モルタル補修後、
 ウレタン塗膜防水工法（平場：ZHX-1工法、立上り：ZHM-200L工法）

各既設設備基礎
 エポキシ系ノロピキ下地調整後、ウレタン塗膜防水工法（ZHM-200L工法）

伸縮目地想定寸法			
a	15,193	5	12,959
b	14,417	6	13,109
c	36,229	7	12,676
d	36,229	8	10,081
e	36,229	9	9,214
f	36,229	10	11,264
g	14,830	11	10,250
1	9,000	12	10,250
2	9,000	13	10,250
3	9,000	14	10,250
4	12,200	15	10,250
合計			349,109



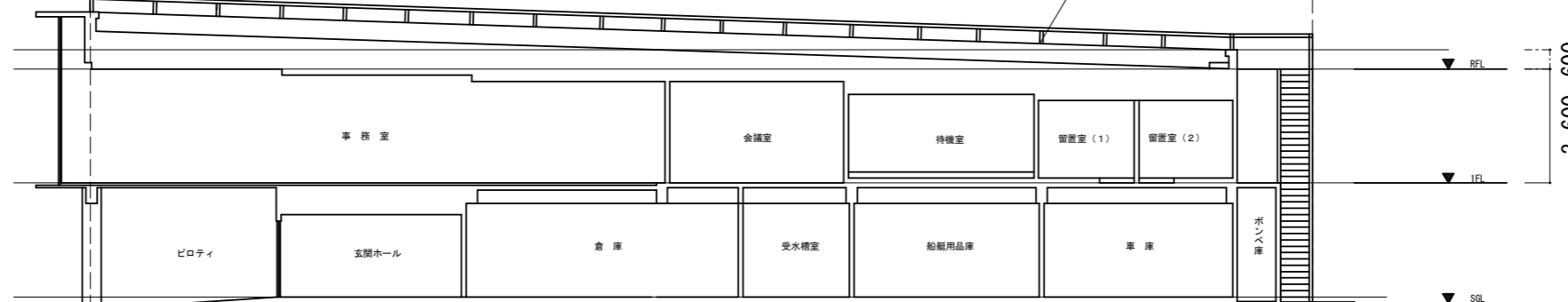
ステンレス製脱気筒（4箇所）新設（※位置は想定）

既設笠木ジョイントシーリング撤去、注入

屋上防水改修平面図 S=300

改修ドレン4箇所取付(参考: 既存ドレンφ150)

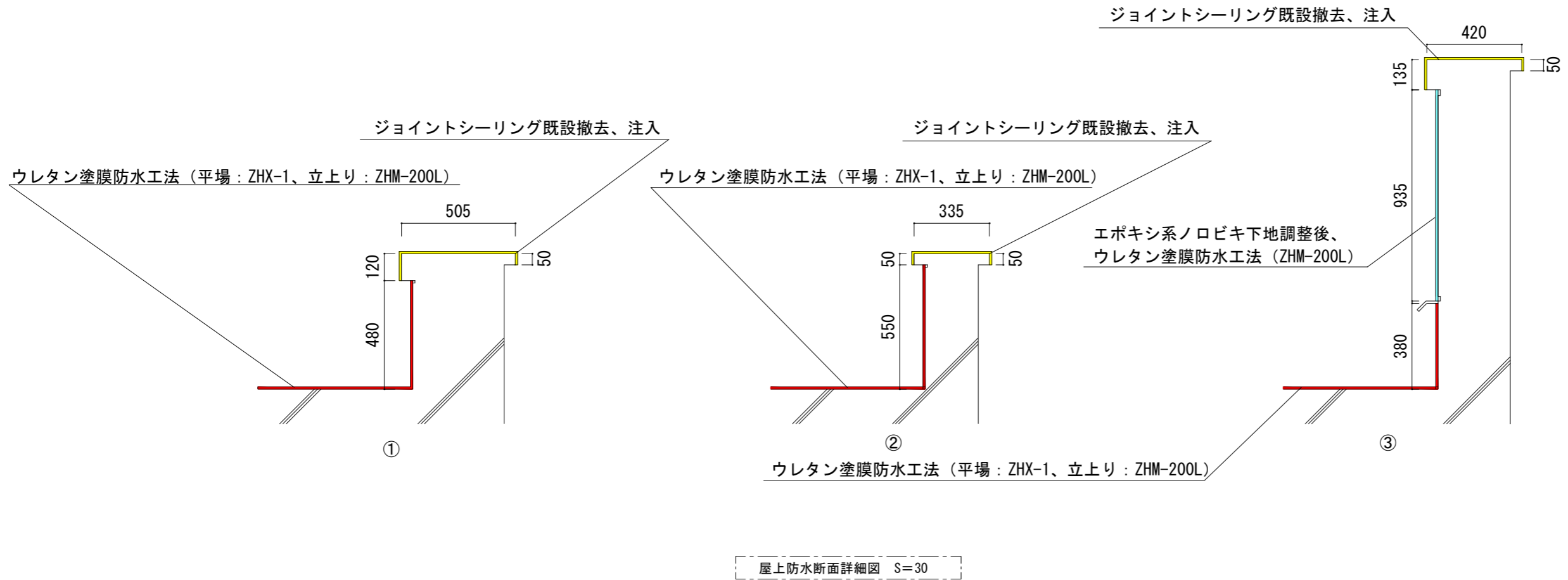
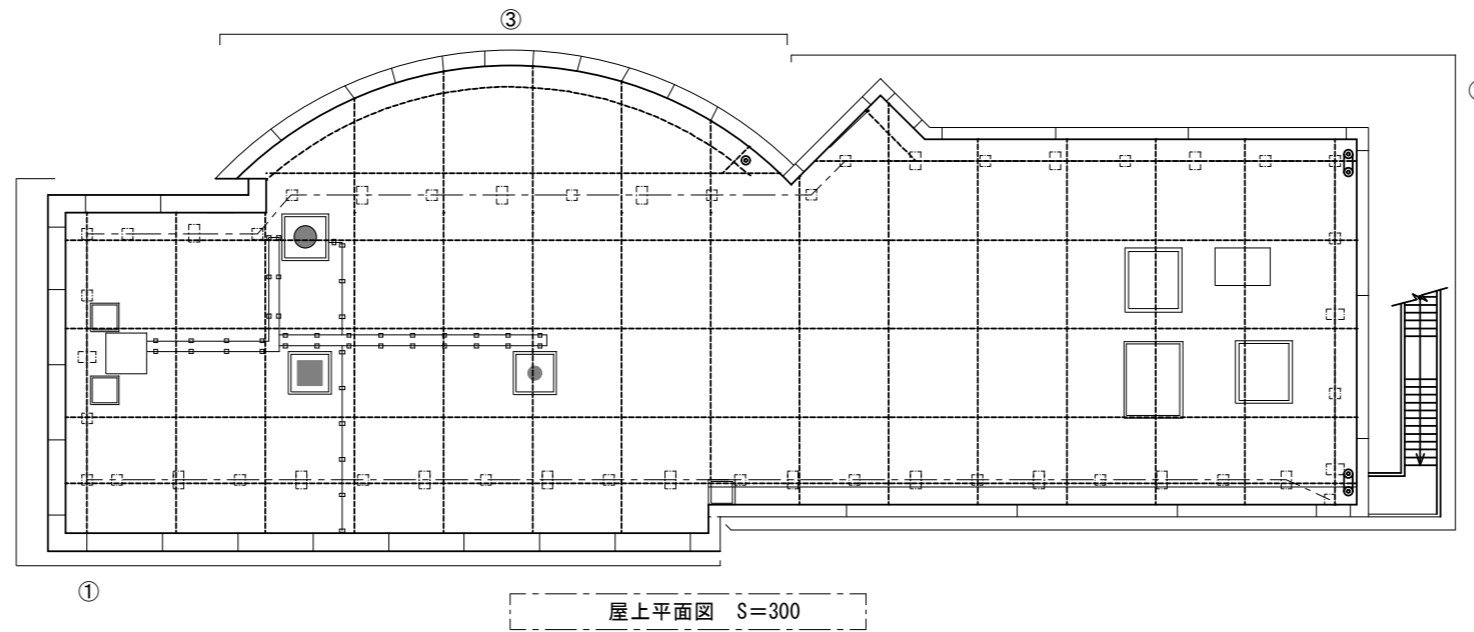
外壁側、既設笠木ジョイントシーリング（H=50mm程度）撤去、注入



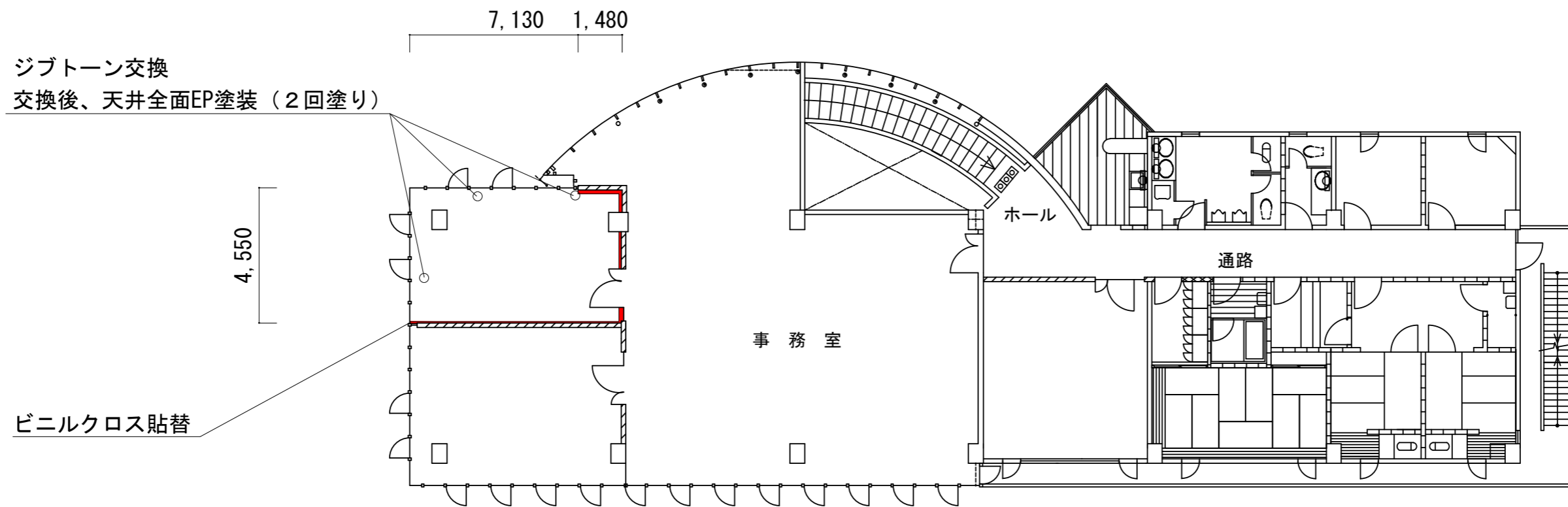
屋上防水改修断面図 S=300

福井海上保安署屋上防水改修工事					2
屋上防水改修平面図・断面図 S=図示					
第八管区海上保安本部					5
経理課施設係					

は手摺（及び基礎）を示す
 は押さえコンクリート伸縮目地（W=20）を示す



福井海上保安署屋上防水改修工事					4
屋上防水断面詳細図（平面図共）				S=図示	
第八管区海上保安本部					5
経理課施設係					



2階平面図

福井海上保安署屋上防水改修工事		5
2階補修箇所平面図	S-300	
第八管区海上保安本部 経理課施設係		5